

美唄市地域おこし協力隊 募集要項
(宮島沼水鳥・湿地センター)

1 趣旨

美唄市は、石狩平野の中心に位置する自治体です。宮島沼は、美唄市の西部に位置し、周辺は、農地で囲まれています。春と秋には、約6万羽ものマガンが飛来し、宮島沼水鳥・湿地センターは、多くの来館者で賑わいます。近年、宮島沼を取り巻く自然環境が大きく変化しており、水質の悪化や水深が浅くなるなど宮島沼の保全活動をしなればいけません。そのため、宮島沼をはじめ美唄市の自然環境保全につながる活動に協力いただける方を募集します。

2 募集人員

1名

3 募集対象者

(1)年齢

任用日現在で20歳以上40歳未満

(2)居住地要件（国が定める地域要件に合致すること）

過疎地域自立促進特別措置法、山村振興法、離島振興法、半島振興法、小笠原諸島振興開発特別措置法、奄美群島振興開発特別措置法又は沖縄振興特別措置法に規定する対象地域又は指定地域を有する市町村（政令指定都市を除く）に生活の拠点を置かない人

※総務省「特別交付税措置に係る地域要件確認表」を参照

(3)令和7年（2025年）10月31日までに隊員として着任し、美唄市に住民票を異動できる人

※本人の意向により、着任日は別途個別に調整可能です。

(4)美唄市の地域おこし協力隊として、広報紙、HP、SNSなどに顔写真や経歴などの公表が可能で、かつ責任ある個人として自身の活動などの積極的な広報・PR活動ができる人

(5)普通自動車運転免許を取得し、自家用車を所有・運転している人（いずれも見込者を含む）

(6)パソコンを操作できる人（文書、表計算ソフトの利用とメールのやり取りは必須）

(7)心身ともに健康で、地域住民と協力しながら地域おこし活動に取り組める人

(8)地方公務員法第16条の欠格事項に該当しない人

(9)職務を誠実に履行し、関係者とも連携し、前向きにまちづくりに取り組める人

(注意事項)「重要」

- ・採用内示後の辞退が想定される方、概ね1年未満で退職を考えている方は、応募をご遠慮ください。辞退した場合、面接時に発生した経費を返還請求する場合があります。
- ・採用後、応募の内容に虚偽が見つかった場合は、地域おこし協力隊の活動を休止させ、任期を待たずに任用を取り消します。
- ・地域おこし協力隊は、市の職員として地域で求められる地域協力活動を行う制度です。個人が希望する活動のみを行うものではありません。また、美唄市の地域おこし協力隊の趣旨に適合しない個人的な活動を地域協力活動として行うことは認めません。職員の指示に従わない場合や市が適合しない活動内容であると判断した場合は、任期を待たずに任用を取り消します。
- ・美唄市の地域おこし協力隊は、様々な活動に主体性をもって取り組み、自ら考え行動することが求められます。

4 主な活動場所・地域

宮島沼水鳥・湿地センター(西美唄町大曲3区)及び美唄市全域

↓マガンのねぐら入りの様子↓



5 待遇等

身分	会計年度任用職員「美唄市地域おこし協力隊推進要綱」に基づき市長が任用
報酬等	①月額 291,000 円(期末・勤勉手当なし) ②距離数に応じて、通勤手当あり(2 km以上から) ③退職手当なし ④着任に係る引越し費用は自己負担
任期	任期は年度単位(最長 3 年間)
社会保険等	北海道都市職員共済組合・厚生年金・雇用保険に加入
公務災害	公務上の災害については、補償します。
勤務時間等	8 時 45 分～17 時 15 分 週 38 時間 45 分 ※マガンの飛来時期は、センターを早朝開館及び延長開館しますので、勤務時間は変更となります。週休日については、センターが閉館している月曜日と他職員と調整して取得していただきます。
休暇等	年次休暇（最大年 20 日間）、特別休暇 ※初年度の有給休暇は、着任 6 ヶ月後に 10 日間付与となります。 ※特別休暇とは、夏季休暇や親族の葬儀等への参列等を指します
その他費用	① 住居費（市が借り上げます） 月額 50,000 円を上限に補助 ※光熱水費等は隊員の負担 ② 公用車・パソコン(市が用意します) ③ その他活動に係る経費については、活動に応じて予算範囲内で市が用意します。
守秘義務等	① 守秘義務 職務上知り得た秘密を漏らしてはなりません。退職後も同様です。 ② 交通違反 処分対象となります。 ③ その他義務 上記のほか、任期中、次の義務を負います。 法令等及び職務上の命令に従う義務、信用失墜行為の禁止、職務に専念する義務、政治的行為の制限、争議行為等への禁止など ④ 取り消し 心身の故障等により、職務が遂行できない場合に任用を取り消されることがあります。任期満了の場合は、通知されることなく解職。

6 活動内容

配属先について	
宮島沼水鳥・湿地センター(生活環境課)は、市内等の自然環境保全を推進するため、地域住民や関係機関と連携し、イベントや環境学習会を行っています。	
主な勤務・活動内容	求める人物像
宮島沼水鳥・湿地センター(生活環境課)に所属し、以下の業務を行っていただきます。 <ul style="list-style-type: none"> ・宮島沼の周辺整備に関する調整 ・宮島沼保全活用計画の推進に関すること ・宮島沼プロジェクトの開催に関すること ・宮島沼等に関する調査補助 ・美唄湿原の保全に関すること ・その他、市内全域に係る自然環境保全 	<ul style="list-style-type: none"> ・早起きができる人 ・長時間の屋外作業が可能な方 ・職員や地域の方と仲良くできる人 ・自然が好きな人 ・Word、excel 等を活用した事務処理能力のある人

7 活動のイメージ

活動年数	活動内容	個人活動(定住に向けた)
1年目	<ul style="list-style-type: none"> ・宮島沼水鳥・湿地センターでの仕事がメインです。 ・宮島沼のインスタグラム開設及び発信→目標フォロワー500人 ・宮島沼を知ってもらうためのイベントの開催 1回 ・地域の人やボランティアさんに名前を覚えてもらう。 ・地域の人を集めて、活動報告会をする。 	・約0~1割(要相談)
2年目	<ul style="list-style-type: none"> ・宮島沼水鳥・湿地センターでの仕事がメインです。 ・宮島沼含む美唄の自然情報発信→目標フォロワー1,000人 ・美唄湿原の保全・利活用についての調整 ・宮島沼に来てもらうための仕組みづくり ・宮島沼を知ってもらうためのイベントの開催 2回 ・地域の人を集めて、活動報告会をする。 	・約0~2割(要相談)
3年目	<ul style="list-style-type: none"> ・宮島沼水鳥・湿地センターでの仕事がメインです。 ・宮島沼含む美唄の自然情報発信→目標フォロワー1,500人 ・美唄湿原の保全・利活用について調整 ・宮島沼を知ってもらうためのイベントの開催 2回 ・地域の人を集めて、活動報告会をする。 	・約0~3割(要相談)
卒業後について	<ul style="list-style-type: none"> ・3年後も美唄市内に定住していただけるように個人活動(定住に向けた準備)も業務状況に応じて認めます。(センター職員等と要相談) ・起業に関する補助金もありますので、ご相談ください。 	

8 応募手続き

(1) 応募受付期間

2025年4月1日～2025年9月30日(必着)まで

郵送及びメールでの提出をお願いします。

※採用が決定次第受付期間を待たず終了します。

(2) 提出書類

①美唄市地域おこし協力隊応募用紙

②現在の住民票(直近3ヶ月以内のもの)

③普通自動車運転免許証の写し(両面)

(3) 申し込み・お問い合わせ

〒072-8660 北海道美唄市西3条南1丁目1-1

美唄市役所市民部生活環境課 担当：安達・松原

電話 0126-62-3145 (直通)、E-mail kankyou@city.bibai.lg.jp

9 選考方法

(1) 第1次選考(書類審査)

書類受付後、可否の結果を2週間以内に文書等で通知します。

(2) インターンによる活動

第1次選考合格者と日程等を調整した上で「地域おこしインターン」として委嘱(市との雇用契約関係はありません。)します。この段階で住民票を移す必要はありません。本市の「地域おこしインターン」を既に経験されている場合は、省略する場合がございます。

委嘱期間：2週間～最大1ヶ月とします。

活動日：火～日の週5日間(8時45分～17時15分)

※状況によっては、勤務時間が変動する場合があります。

報酬：活動日1日当たり12,000円を支給します。

※報酬には、滞在のための経費や活動費を含んでおり、その他の手当はありません。支給時には、源泉所得税が控除されます。

※活動期間が2週間を満たない場合は報酬をお支払いしませんので、あらかじめご了承ください。

※社会保険等の加入はありません。

※委嘱期間中の宿泊は各自で手配をお願いします。

※万が一、活動中に自己やけが、病気等にあわれても自己責任となりますので、必要であればご自身で保険等に加入してください。

(3) 第2次選考(面接)

第1次選考合格者を対象に面接を行います。日程、場所等の詳細については、第1次選考結果の通知の際にお知らせします(第2次選考に要する交通費及び宿泊等は個人負担。)

(4) 選考結果の報告

選考結果の報告は、速やかに文書等で通知します。